

令和8年8月19日

建設工事成績評定要領の主な改正内容

三重県電子申請・届出システムの活用を促進し、事務負担の軽減及び利便性の向上を図るため、下記の条項及び様式等を変更する。

※ 工事成績採点表(土木工事)の改正はありません。

記

1 条項 第10(工事成績調書等の送付依頼)

当該工事の受注者が工事成績調書等の送付を依頼するときは、三重県電子申請・届出システムにより行うことを明記する。

併せて、三重県電子申請・届出システムを利用できないときは、第3号様式(第10関係)による送付依頼を行うよう、第3項を追加する。

2 第2号様式(第8関係)

工事成績認定書について、当該工事の受注者が工事成績調書等の送付を依頼するときは、三重県電子申請・届出システムにより行うことを明記する。

3 その他、休日定義の追加等

以上